

2020 年度

新事業・研究開発等支援事業

「紀陽イノベーションサポートプログラム」

募集要領

【お問い合わせ先】

株式会社紀陽銀行 営業支援部 コンサルティング営業室

TEL : (072) 221-1263 FAX : (072) 221-1810

【申請書受付期間】

2020年10月15日（木）～11月30日（月）必着

2020年10月

株式会社 紀陽銀行

1. 趣旨・目的

当行では、新たな事業展開を目指す地域の事業者の皆様に対し長期にわたり支援する、「紀陽イノベーションサポートプログラム※」事業を実施しています。

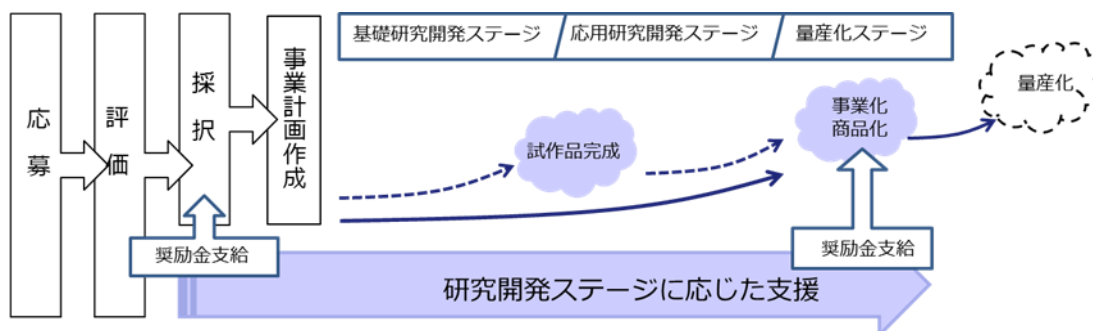
当行は、本事業を通じ地域の事業者の成長・発展を支援することで、地域産業の発展に貢献してまいります。

今回は新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取り組みについても評価の対象とします。

※紀陽イノベーションサポートプログラムとは

事業者より応募いただきました事業テーマについて、公的支援機関や有識者等で構成する評価委員会にて評価を行います。評価の結果、採択された事業テーマに対して、事業化までの支援計画（サポートプログラム）を策定し、事業（研究開発）ステージや成果に応じた支援の実施や、奨励金の支給を行います。

<本事業のイメージ図>



※1 応募…事業者様より、新技術・新サービスによる新規事業創出のテーマについて所定の応募申請書にて応募いただきます。

※2 評価…公的支援機関（中小企業基盤整備機構近畿等）や有識者など第三者機関を中心に構成する、評価委員会により実施します。

※3 進捗の確認…研究開発の進捗・成果を確認し、研究開発奨励金の支給の可否および支給額について決定します。事務局より報告を求めることがあります。

2. 募集対象者及び研究開発テーマ

（1）募集対象者

- ・ 以下の条件を満たす法人または2021年1月までに法人設立見込みの個人。※1)
- ・ 原則、当行営業エリア（和歌山県、大阪府、奈良県）内に本社もしくは事業所を置いていること。
- ・ 創業後まもない企業やベンチャー企業、新技術・新サービスによる新規事業の創出を目指す事業者※2)。
- ・ 「大学など外部研究機関との共同研究※3) や企業連携による事業の創出」または「生産性向上に資する新たなサービスの創出（社会課題の解決に貢献する事業等）」に取り組んでいる（または取り組む予定の）事業者。

※1) 大学等の研究機関に属し、研究テーマ等の事業化を目指している研究者を含む。但し、2021年1月末までに法人を設立していることが必要となります。

※2) 過去の本事業に採択されていて、現在サポートを受けている事業テーマを有する企業は、原則応募いただけません。

※3) 共同研究にかかる契約を締結している、または締結する予定であることが必要となります。

(2) 募集対象テーマ

- ・外部研究機関との共同研究や企業連携または独自のビジネスシーズを通じて、3年を目処に新技術・新サービスによる新規事業としての製品・サービスの提供開始を目指す取り組み。
- ・応募されるテーマに基づき、下記のいずれかをお選びください。

カテゴリー	主な対象
ものづくり技術	モノづくりの先端技術に関するテーマ
ナノテクノロジー・材料	ナノスケールの技術や新規材料に関するテーマ
エネルギー	新エネルギー・省エネルギーの開発に関するテーマ
ライフサイエンス	生物学や心理学を含んだ生命科学に関するテーマ
情報通信	IT・IoT・AI・ビッグデータ等を活用したテーマ
フロンティア	未開拓分野への開発に関するテーマ
環境	環境問題等に関するテーマ
社会課題解決	地域の持つ課題に対する解決策に関するテーマ

※過去に申請のあったテーマと同一のテーマは原則対象外とします。

3. 支援内容

本事業で採択された研究開発テーマに対して、以下の支援を行います。なお、当行と採択された事業者の間で、別途本事業に関する契約書を締結していただきます。

(1) サポートプログラムの策定

事業計画のブラッシュアップ及び、商品化・事業化に向けたサポートプログラム（支援計画）を策定します。

(2) 事業ステージに応じた、適切なサポートの実施

事業化に向けた取り組みの成果や課題に応じて、専門家等と協議しながら適切な支援メニューを実施し、新規事業としての製品・サービスの提供に向けて事業者と一体となって取り組みます。

- ・サポートプログラムに策定内容に基づく支援
- ・当行企業支援アドバイザーによる技術相談
- ・当行連携の産官学各機関との仲介支援
- ・中小企業基盤整備機構近畿と連携した支援メニューの実施
(経営相談、販路拡大支援等)
- ・自治体の実施する支援策やファンド等の活用に向けた支援 **【今回追加】**
- ・Kiyo Big Advance を活用したビジネスマッチング支援（1年間の無料利用権付与）

(金融機関連絡チャットを活用した当行本部専門スタッフへの相談)

(他行取引先を含めたビジネスマッチング支援)

(3) 研究開発奨励金の支給（1テーマあたり、総額50～200万円）

- ・採択時に、原則50万円を支給します。ただし、事業ステージに応じて、増額する場合があります。
- ・採択以降、サポートプログラム実施期間中においては、年度ごとに進捗確認を行います。
- ・原則、新規事業としての製品・サービスの提供を開始した年度、または採択後3年終了時点での成果の確認を行い、事業化に一定の進捗が見られた場合に、奨励金の追加支給の可否および支給額を判断します。
- ・追加支給の実施時期は成果の確認を行った年度末（3月）です。
- ・なおその判断については、事務局に一任されるものとし、採択企業は事務局から依頼があった場合には各資料の提出に応じていただく必要があります。

※進捗状況により、奨励金の支給を停止する場合があります。

※成果の確認から奨励金の追加支給までに一定の期間を要することがあります。

4. 支援期間

採択された研究開発テーマ毎に、3年を目処とする、事業化までのサポートプログラムを策定し支援します。

5. 評価について

公的支援機関（中小企業基盤整備機構近畿等）や有識者等で構成する評価委員会により、応募された事業テーマについて評価を行います。評価委員は一次審査として申請書面にて、技術が革新性を有しているか、事業計画の妥当性から実現可能性があるか等、以下の点について評価します。

一定の評価を受けた事業テーマについては、最終選考として評価委員会に対して事業テーマに関するプレゼンテーションを行い、その評価をもとに採択の可否を決定いたします（応募の状況により、プレゼンテーションを開催しない場合がございます）。

【評価基準】

<革新性>

- ・ 新事業展開を目指し、目標とする技術水準が新規性・独創性を有していること。

<市場性>

- ・ 想定される市場の規模や成長・拡大率等市場性が高く、実用化・事業化が見込まれること。
- ・ 研究開発の成果が事業化された場合、市場における優位性があり、競争力があること。

<実現可能性>

- ・ 事業化にむけた計画が適切に行われており、新たな事業への展開の可能性が高いこと。
- ・ 事業化（研究開発）が次のステップに進むための数値目標が具体的に設定されていること。

<事業化に向けた体制>

- ・ 新技術・新サービスによる新規事業の創出体制や能力が備わっていること。
- ・ 共同研究により取り組む場合、共同研究を遂行する事業者と大学・研究機関等との役割分担が適切であり、成果に向けて一体となって取り組む体制や能力を有していること。

<新型コロナウイルスへの対応度>【今回追加】

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応が考慮されていること。

6. 応募申請等

事業化の主体となる事業者より応募していただきます。応募については、当行所定の書式を使用していただき、必要事項を記入し、必要書類を添付の上、下記事務局宛に書留郵便にて郵送してください。また、後日、応募申請書のデータファイルを提出いただきます。

<申請書送付窓口>

〒590-0952 大阪府堺市堺区市之町東1丁目1番10号（紀陽堺ビル4階）
株式会社紀陽銀行営業支援部 コンサルティング営業室
TEL：（072）221-1263

<受付期間>

2020年10月15日（木）～11月30日（月）必着

<応募申請書のダウンロード>

以下の当行ホームページより書式をダウンロードしてご利用ください。

https://www.kiyobank.co.jp/business/various_info/business_help.html

7. 採択結果公表

本事業の採択結果について、原則、以下の内容を当行ホームページ等で公表します。

(2021年3月予定)

- ・ 事業者名
- ・ 住所
- ・ 研究開発テーマとその概要
- ・ 共同研究機関 等

また、応募者に対しても書面にて通知します。

8. その他確認事項

以下の全ての項目を必ずご確認ください。

(1) 研究奨励金の支給について

- 本事業に採択された場合でも、研究開発の進捗状況や成果に応じて研究開発奨励金の支給について判断しますので、事業化までの支給をお約束するものではありません（場合により、研究奨励金の支給を停止し、サポートプログラムによる支援を終了することがあります）。
- 研究開発奨励金支給および支給額の決定については、事務局に一任されること。

(2) 応募申請書等について

- 提出いただきました応募申請書等については返却しかねますので予めご了承ください。

(3) 採択者の届出の義務について

- 本事業で採択された後、研究内容の変更、共同研究の中止、廃止、もしくは他に承継させようとする場合には、速やかに届出してください。

(4) 研究開発の進捗状況の報告について

- 本事業で採択された後、研究開発の進捗状況を確認するため、事務局より依頼のあった場合は事務局が依頼する方法により進捗状況の報告を行ってください。

(5) 研究開発成果の帰属について

- 本事業を実施することにより取得した財産及び特許権等の知的財産権が発生した場合でも、当行がその権利を主張することはありません。

(6) 応募者の機密情報および個人情報の取扱いについて

- 本事業の応募に関連して提供された、応募者の機密情報および個人情報については、本事業の運営にあたり業務上必要と認められる場合を除き、当行以外の第三者への提供を行いません。
- 本事業の応募に関連して提供された個人情報については、当行の個人情報保護方針に則り適切に管理および利用します。また、企業情報については当行が行う商品やサービスの提案のために利用します。

以 上